平成２１年（フ）第７９号
徳島県美馬市美馬町字駅23番地、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字脇町1586番地
債務者　平尾　直美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４６４号
沖縄県那覇市首里鳥堀町２丁目29番地１
債務者　渡久地政宏
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４８３号
沖縄県南城市玉城字親慶原123番地　県営親ヶ原団地１号棟301号
債務者　城間　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３２号
岩手県花巻市石鳥谷町関口第14地割63番地
債務者　藤根百合子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１４８３号
埼玉県川口市青木５丁目７番20号　パラシオン西川口103号、旧住所埼玉県川口市上青木６丁目１番21号
債務者　松本　友孝
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７２号
埼玉県新座市野火止４丁目10番32号
債務者　中村　　香（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６４号
さいたま市南区根岸４丁目11番11号　ベルクール南浦和404号
債務者　池田小百合
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８４号
さいたま市中央区上落合３丁目２番23号　ガーデン浜野305号
債務者　青木智恵子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９４号
埼玉県川口市前川４丁目29番24号　レオパレスクレスト208号
債務者　桜井菜実子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７４号
埼玉県鳩ヶ谷市南８丁目９番19号　Ｅ棟103号
債務者　松本　惠三
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
埼玉県川越市大字上松原174番地
債務者　岡田由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７４０号
埼玉県入間市大字仏子1471番地20　モナークハイムⅡ106
債務者　松丸　大城
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６４号
埼玉県富士見市勝瀬3305　モリス305、住民票上の住所埼玉県川越市三久保町５番地１キャッスルマンションＣ号館401号室
債務者　本田真三郎
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８１１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目671番地の１レクセルマンション狭山ケ丘315
債務者　北田　一美（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８１６号
埼玉県ふじみ野市滝３丁目２番地18
債務者　菅原　千恵
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８３２号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目16番９号、前住所埼玉県志木市幸町３丁目20番15号
債務者　瀬尾　俊行
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８３３号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目16番９号、前住所埼玉県志木市幸町３丁目20番15号
債務者　瀬尾安通子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部